

租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件

(平成十五年十二月二十六日財務省告示第七百十八号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十八条の五第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成十五年分以後の所得税、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)にあっては平成十五年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第二十八条の三第一項に規定する転廃業助成金等は、鰯ヶ沢漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた資源回復推進等再編整備事業計画に基づき、資源回復推進等再編整備事業費補助金の交付を受けて社団法人大日本水産会が行う資源回復推進等再編整備事業の事業資金助成金の交付を受けて行う沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業(次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。)を実施することに伴い、平成十五年十二月十九日から同年十二月三十一日までの間において、鰯ヶ沢漁業協同組合から交付される不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

2 法第二十八条の三第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額に相当する部分の金額とする。

3 法第二十八条の三第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

(東シナ海はえ縄漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等)

第二条 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、福岡県漁業協同組合連合会、山口県漁業協同組合連合会、西有家町漁業協同組合及び布津町漁業協同組合(以下この項において「連合会等」という。)が、水産庁長官の承認を受けた日中漁業協定関連漁業構造再編対策事業計画に基づき、日中漁業協定関連漁業構造再編対策事業補助金の交付を受けて行う東シナ海はえ縄漁業の不要漁船・漁具処理対策事業(次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。)を実施することに伴い、平成十五年二月二十日及び同年十二月十九日から同年十二月三十一日までの間において、連合会等から交付される不要漁船・漁具処理対策事業助成金とする。

2 法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち不要漁船・漁具処理

対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

- 3 法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策事業助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。